

～法人・事務局ニュース～

●各種届承諾通知書（脱退届受付）の記載内容変更について

12月以降に発行する各種届承諾通知書（脱退届部分）につきまして、以前は会員番号・氏名・適用年月日のみの記載でしたが、新たに一時金給付額・退職所得申告額を記載することとなりました。

これまで、福祉医療機構への退職金請求は、共済会退職金制度における給付の源泉徴収票を各契約法人に代わって当会が作成し添付しておりましたが、福祉医療機構の新システムへの移行に伴い、令和7年1月から当会で代行しての添付ができなくなります。そのため、共済会の退職金給付前に源泉徴収票が必要な場合は、各種届承諾通知書上の「退職所得申告額」をもとに各契約法人で源泉徴収票を作成し、退職者へ交付いただきますようお願いいたします。（源泉徴収票の様式は国税庁ホームページでご確認ください。）

なお、従来通り共済会の給付後には、決定通知書・源泉徴収票を各契約法人及び退職者へ送付いたします。

各種届承諾通知書				
下記の届けについて、承諾しましたのでご通知いたします。				
【届の種類】	会員番号	氏名	適用年月日	基準給与
【脱退届】	0000000-0	共済 太郎	R06.09.30	
	一時金給付額	400,000 円（内、退職所得申告額	250,000 円	

令和 6年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票				
0270000				00000000
支払を受ける者	住所又は居所	大阪府〇〇市××-□□-△△		
	令和 6年1月1日現在の住所	同上		
	氏名	(役職名) 共済 太郎		
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	
			市町村民税	道府県民税
所得税法第201条第1項1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	250,000 円			
所得税法第201条第1項2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方税 法第50条の6第2項及び第328条の 6第2項適用分				
退職所得控除額	200万円	勤続年数	5年	就職年月日 令和 1年10月 1日
				退職年月日 令和 6年 9月30日
(摘要)				
支払者	住所(居住)又は所在地	大阪府〇〇市××-▼▼		
	氏名又は名称	社会福祉法人 ●●福祉会		

※上記の金額は一例です。

●届出・申請の提出について

各種届出・申請は、発生日・該当日以降にご提出ください。

発生日より前に提出される書類については、処理ができず、各種届承諾通知書等をお送りできません。

●一般給付金申請書・人間ドック等利用助成金申請書について

一般給付金申請書及び人間ドック利用助成金申請書(PDF)を共済会ホームページより取得いただけます。
福利厚生事業→様式ダウンロード内（一番上）に掲載しております。

※なお複写式申請用紙をお持ちの場合は、引き続きご利用いただけますのでお使いください。